

# 1 介護保険被保険者証について

- 65歳以上の方(第1号被保険者)は全員に被保険者証が交付されます。
- 40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)は、要介護認定の申請を行った方(結果「非該当」の方も含まれます。)、又は被保険者証の交付申請をした方に交付されます。

(一)		(二)		(三)		
介護保険被保険者証		介護状態区分等 認定年月日 平成 年 月 日 認定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 区分支給限度基準額 居宅サービス等 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり (うち種類支給限度基準額) サービスの種類 種類支給限度基準額	給付制限内容		期間	
番号	住所	認定審査会の意見及びサービスの指定	在宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
フリガナ	氏名		届出年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
性別	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日		届出年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
交付年月日 平成 年 月 日			届出年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印			介護保険施設等		種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 通所等年月日 平成 年 月 日	
			種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 通所等年月日 平成 年 月 日			

被保険者証は、要介護認定を申請(更新)するときや、介護サービスを利用するとき必要となります。大切に保管し紛失しないようにしましょう。

- こんな時は14日以内に届出をしてください。
  - ・紛失や破損したとき、氏名や住所が変わったとき
  - ・他の市町村へ転出したとき
  - ・被保険者が亡くなったとき
  - ・40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)で被保険者証を交付されている方が生活保護を受け、医療保険を脱退したとき

# 2 要介護認定について

介護保険のサービスを利用できる方は、要介護(要支援)認定を受けた方で、認定を受けるためには申請が必要です。

## 《要介護(要支援)認定の申請ができる方》

- 65歳以上の方(第1号被保険者)の場合  
要介護又は要支援の状態にある方は、全員が対象になります。  
申請をする際、介護保険の被保険者証をご持参ください。
- 40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の場合  
加齢にともない生じた病気(特定疾病)が原因で、要介護又は要支援の状態になった方が対象になります。  
申請をする際、医療保険の被保険者証をご持参ください。

## 《特定疾病》

- ①筋萎縮性側索硬化症
- ②後縦靭帯骨化症
- ③骨折を伴う骨粗鬆症
- ④多系統萎縮症
- ⑤初老期における認知症
- ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦脊柱管狭窄症
- ⑧早老症
- ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑩脳血管疾患
- ⑪パーキンソン病関連疾患
- ⑫閉塞性動脈硬化症
- ⑬関節リウマチ
- ⑭慢性閉塞性肺疾患
- ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

## 申請・問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3810  
 吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312  
 本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114